

平成29年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成29年9月14日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	散会	平成29年9月14日 午後2時15分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	子育て支援課長	大久保 敏郎
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	小池 和彦
	総務企画部長	辻 明弘	福祉課長	染川 健志
	市民福祉部長	中野 哲也	農林課長	
	産業建設部長	宮崎 康郎	うれしの温泉観光課長	井上 元昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大島 洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田 誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江 松吾	環境下水道課長	副島 昌彦
	財政課長	三根 竹久	水道課長	中村 はるみ
	企画政策課長	池田 幸一	学校教育課長	徳永 丞
	税務収納課長	小國 純治	監査委員事務局長	
	市民課長		農業委員会事務局長	白石 伸之
	健康づくり課長	諸井 和広	代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀則		

# 平成29年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成29年9月14日（木）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第47号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改定する条例について
  - 議案第48号 建設工事請負変更契約の締結について
  - 議案第49号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
  - 議案第50号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第51号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第52号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第53号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第54号 平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
  - 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

午前10時 開議

## ○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定しておりますので、御注意ください。

それでは、議案第47号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

## ○4番（増田朝子君）

議案第47号について質問させていただきます。

全体会的时候には、こちらは条例の一部改正ということで、国の運営方針の改正でこの一部改正が行われるということですのでけれども、なかなかわかりづらく思っています、認定証を使用する機会が少ないとか、そういう説明があったんですけれども、まず、「必要に応じて」とかこちらに説明がありますけれども、それと、「支給認定証の交付を受けていない場合」というのがありますけれども、それも含めて、わかりやすく説明をいただきたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、改正で「必要に応じて」という部分が加わっている理由ということですよ。

法令等が改正される前は、制度上、保育施設等を利用する際には支給認定証を提示することになっておりましたけれども、改正後は施設から提示を求められた場合に提示をするということになっております。具体的に言いますと、必要に応じてというか、提示を求められる機会は少ないかもわかりませんが、自治体からの通知とかが届いていないような場合には確認する必要があるかと思えますので、そういった場合には施設側から提示が求められるというふうなことで、実際、必要があればということで、「必要に応じて」ということが加えられていると思えます。

それから、2番目の質問で——もう一度、2番目の質問を。（「「支給認定証の交付を受けていない場合」とありますけれども、それはどういう場合でしょうか」と呼ぶ者あり）受けていない場合ですね。

これは任意交付制度になっておりますので、今回改正後は支給認定の申請書に支給認定証の交付を希望する、希望しないというふうな欄を設けて、支給認定証の交付を受けていない場合は、当然、認定証の交付がありませんので、その場合には自治体から保護者に対して通知がありますので、その通知を施設側に提示すると、支給認定証のかわりに通知によって確認をするということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、以前は保護者の方が必ず認定証を提示しなければいけなかったということの確認ですけれども、この改正は、施設側が提示してくださいということを申されたら提示するという点で理解していいんでしょうかという点と、「支給認定証の交付を受けていない場

合」というのがちょっといまいち理解できていないんですけれども、もう一度そのところの説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

改正前は、支給認定証は全員に配っておりますので、提示が求められた場合には必ず提示をしなければならないというふうな規定になっておりました。

それと、先ほど説明したとおりなんですけど、支給認定証をもらうかどうかは本人さんの自由ですので、実際、使う場面が少ないということもありますので、ほとんど必要ないのかなという感じはするんですけど、そういったことでこういった改正がされていると思うんですよ。ですが、その支給認定証をどうしても欲しいということであれば交付をするということで、先ほど申しましたけれども、施設からの通知の中に認定に関する部分の事項が入っておりますので、実際はその部分を施設側が見れば支給認定されているということが確認できますので、特段必要はないのかなというふうに思っております。ただ、申請があれば、もちろん交付をするということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ほぼわかりましたけれども、最後に、この認定証を使用する機会が少ないとありますけれども、じゃ、認定証を使用する機会というのはどういう場合を言うんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

機会というのは、先ほど申しましたけれども、実際に施設側から提示を求められた場合には提示をするということがありますので、実際使うのはそれぐらいの機会しかないと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 建設工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

**○4番（増田朝子君）**

議案第48号について質問させていただきます。

こちらは、先日、全体会の説明会の折に資料をいただきました。その説明の中でも、くい工事と基礎工事、それと、収納庫の棚ということで契約の変更がされますという資料をいただいていますけれども、691万2,000円という契約変更の金額になるかと思います。そこでまず、その3点の金額の内訳をお尋ねしたいことと、あと、契約変更を招いた事態は、それぞれいつ発生しましたでしょうかというお尋ねをさせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

うれしの茶振興課長。

**○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）**

お答えいたします。

契約変更の金額についてですけれども、全体で691万2,000円ということで変更を行っております。

その内訳ですけれども、まず、建物のくい工事の変更分でございますけれども、これにつきましてが492万円です。あと、建物基礎の湧水の処理についてですけれども、この分につきましてが68万2,000円、あと、交流館の収納庫につきましてが130万円という内訳になっております。

あと、この変更の伴った時期ということでございますけれども、まず、建物のくいにつきましては、くい工事の施工を開始した時期ということになりますので、3月の終わりから4月の始めにかけてということになります。あと、建物周りの湧水の処理につきましては、4月中旬からになってくるかと思います。あと、収納庫につきましては、収納庫の詳細な施工図を起す段階になっているので、6月から6月終わりぐらいになってくるかと思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

この3点の変更を伴う時期というのが、くい工事が3月から4月、基礎工事が4月、収納庫の棚が6月ということですが、この690万円という契約変更に対して、増嵩しましたという今回の議案提出というのは余りにも軽いというか、本当にこれだけの変更の金額だったら臨時議会でも開くべきではなかったんではないかと思うのが1点と、あと、今回の提出にしても、もう少し詳しい資料なり提出していただくべきではなかったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

変更の時期が3月から6月までにかけてということでございますので、一番直近の今回の議会に提出を当初から予定しているところでございました。

それとあと、変更内容の説明について資料を添付してのということでございましたけれども、今回、変更の内容が構造に関するような重要な変更ではなくて、比較的軽微な変更ですね、転石の除去とか湧水の処理、あと、収蔵庫ということでありましたので、今回、変更についての資料は添付していないところでございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今回、お茶の資料館というか、交流館は、いろいろ総事業費の変更とか今までであった中で、一般質問でもさせていただいたんですけれども、ちょっと不安材料が物すごく私の中であって、今年度の3月、工事費の減額もありましたけれども、またそれに加えて契約の変更とか、ちょっと余りにも事が多くあり過ぎるんじゃないかなと思いますけれども、このことについて市長はどうお考えでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の工事等につきましては、通常の工事でも結構起きるわけでございまして、それで、大幅なのか軽微なのかというような御議論もあると思いますけれども、それぞれ事業を進行する上で、やはり変更というのは当然出てくるわけでございますので、私どもとしてはできるだけ早く御報告をしていこうということで、今回お願いしているところでございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

今の質問で、内容的にはわかるんですけど、ただ、金額の変更ですので、せめて議案資料に載せていただきたかった、私はそれを言いたかったんです。別に内容は、工事をする上でいろんな問題点が出てくるのは仕方がないと思います。ただ、主要な大きな変更ではなかったと言われますけど、金額的にも10万円や20万円の金額じゃなくて、やっぱり690万円という金額が出ていますので、せめて資料ぐらいは最初からつけていただければ、別にそう大き

な問題はなかったと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、今回、比較的軽微な変更ということでございましたので、資料等での説明を行っておりませんでしたけれども、今後、そのような事案が発生した場合、できる限りわかりやすい方法で説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

それでは、その変更の工事が終了したら、写真と説明というかな、変更箇所ですよ、その提示をお願いしたいと思いますんですけど、よろしいですか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

工事の変更が伴いましたら、工事写真とか、そういうのを添付したいと考えております。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

ある程度は理解もいたしました。先ほどの質問で出ていますけれども、あなた方にとっては軽微な変更ということかもしれませんけれども、あくまでも契約変更なんですよ。それを議会にかけるわけでしょう。だから、そのような軽微な変更だったから資料を出さなかったという答弁はやめられたほうがいいと。当然、当初の契約からこういう形で変更になっていくわけですので、そこら辺は議会に対してきちんと説明をしながら理解を求めていくという、そのベースたる考え方、そこら辺から変えていただかなきゃいけないというふうに思います。それだけです。

終わります。

○議長（田口好秋君）

これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行い

ます。

5 ページから13ページの歳入について質疑を行います。

初めに、6 ページ、10款. 地方交付税、1 項. 地方交付税、1 目. 地方交付税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

**○13番（梶原睦也君）**

地方交付税について質問させていただきます。

ことし4月から消費税が10%というのが延期になったんですけれども、そういう中で、確定の見込みということで交付税の2.9%減が確定したということでもありますけれども、それによる影響について、どういった部分で影響があったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

財政課長。

**○財政課長（三根竹久君）**

お答えをいたします。

交付税につきましては、昨年の予算編成時点での国の地方財政計画の中で、総額としてマイナス2.2%ということで示されておりましたので、29年度の予算編成においては、その分を反映したところで予算を組んでおったところでございます。

実際、2.9%減となっておりますけれども、今回、予算としては2億円の予算化をいたしております。その分は財調のほうに繰り戻すような形になっているかと思っておりますけれども、今回の減額については想定範囲内ということで、予算に対する影響はないものと思っております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

梶原議員。

**○13番（梶原睦也君）**

予算に対する影響はないということではありますが、全体的に交付税としては減らされているというのが現状だと思います。

今後の見通しとして、10%というのが再来年に来るわけでもありますけれども、それまで、自主財源も厳しいという中で、自主財源を求めていくということが大事だと思います。そういった意味では、ふるさと納税が今ありますけれども、ふるさと納税もずっとこのような状況で自主財源として考えられるかどうかという部分も不安はありますけれども、そこら辺に対する自主財源、地方交付税が今後減らされていくという中で、どのような対応を考えていらっしゃるのか。ちょっと一般質問的になって申しわけないんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、来年度の地方交付税の総額についても、概算要求時点で総額で2.5%の減額ということが出ております。嬉野市の場合は、さらに合併の優遇措置の分が、今、段階的に減らされている状況ですので、それを上回る減額になってくるかということで想定をしているところでございます。

それに対する対策ということでございますけれども、理想としましては、市民の所得を上げる政策を打っていくことが重要なことだと思いますけれども、逆に、税収がふえれば、その分、交付税が減るというジレンマがございまして、なかなか現実的には実現できないというところがあります。

先ほどふるさと応援寄附金ですね、こちらについて今のところ順調な伸びを見せておりますので、貴重な財源という捉え方をしております。ただ、ふるさと納税につきましても、やはり水ものでございますので、異物混入とか食中毒とか、そういったものが万が一あった場合は極端に減額、減少する可能性もありますので、余り依存もできないものと思っております。

新たな財源の確保策としましては、ふるさと納税が今のところ一番なんですけれども、基金の国債運用とかを昨年度から始めておまして、それについても数千万円の財源が確保できている状況でございますので、そういったいろんな方法で見つけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

すみません、ちょっと1点だけ。

そしたら、先ほどふるさと納税の分がありましたけど、減っていく可能性もあるし、今、ある程度の17億円、18億円というふるさと納税をいただいているわけですけれども、このふるさと納税が入ってくることによって交付税が削減される、要するに交付税算定の対象になるという、そこら辺についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

お答えをいたします。

今のところ基準財政収入額のほうには算定をされておりませんので、普通交付税には影響はございません。ただ、特別交付税については特殊事情な経費について来ておりますので、そこにふるさと納税を充てていけば特別交付税は要らないんじゃないかというような議論になってくることも予想はされております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

これで10款1項1目。地方交付税についての質疑を終わります。

次に、13ページ、21款。市債、1項。市債、6目。土木債について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

**○9番（山下芳郎君）**

この事業は建設にかかわることですけれども、歳入として市債でありますので、財政のほうにお尋ねをいたします。

この分の起債が、見てみますと、例年が12月か年度末になってはいますが、今回、9月に上がっています分についての理由なりをお聞きしたいと思っています。

もう一つが、この事業の対象が建設事業に係る地元負担金に対しての分の市債ということでありまして、事業内容については全部の、要するに地元負担金トータルとしての事業負担として見てよろしいのでしょうか、お尋ねします。

**○議長（田口好秋君）**

財政課長。

**○財政課長（三根竹久君）**

お答えをいたします。

今回、9月に計上した理由としましては、負担金が確定したということで、変更はないということで、今回、9月議会にお願いをしているところでございます。

負担金の内容ということですが、新幹線の整備費に係る嬉野市における工事費総額の30分の1ですかね、3分の1が地方負担で、そのうちの10分の9が県になりますので、総額でいうと30分の1が嬉野市の負担ということになっております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山下芳郎議員。

**○9番（山下芳郎君）**

今回、4,950万円、約5,000万円ですけれども、対象としては1億円近くが地元負担金として考えればよろしいんですね。

**○議長（田口好秋君）**

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

今、議員御発言の1億円というのは、多分、事業費のことをおっしゃっているのかなと思いますけれども、今回、うちのほうに来ております事業費としては、1億6,500万円、その分の30分の1で、5,500万円の負担金というふうになっております。

それと、先ほど財政課長が答弁をいたしましたけれども、負担をするところの区間ですけれども、受益区間、トンネルのところじゃなくて、明かり区間の1.239キロメートルに対する負担となっております。

以上です。（「承知いたしました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで21款1項6目、土木債についての質疑を終わります。

これで5ページから13ページまでの歳入についての質疑を終わります。

次に、14ページから28ページまで、歳出についての質疑を行います。

歳出14ページから15ページまでの第2款、総務費について質疑を行います。

初めに、14ページ、1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、とりあえず簡単に1つだけ。

旅費の分ですね、普通旅費（企画一般）ということで28万1,000円計上がされておりますけれども、その中身についてお示ししたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

今、佐世保市を中心といたしまして、連携中枢都市圏形成に向けた協議がなされております。会議が各担当で行われておる状況でございます、この会議出席のための旅費でございます。

積算根拠といたしましては、25事業、その分で約6回程度を予定して、28万1,000円の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは公用車を使って行くんじゃないんですかね。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

旅費の算定といたしましては、公用車を利用しております。県外ですので、この分が発生をします。公用車利用による日当分でございます。

以上です。（「わかりました。じゃ、次に行きます」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

どうぞ。山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、ふるさと応援寄附金、これは一括して行います。

現状におけるふるさと応援寄附金、8月末ぐらいでいいですから、金額がどれくらいになっているのかということと、そして、今回、追加補正として需用費、用紙等が20万円から17万5,000円の増額、印刷製本費がゼロから43万円という形になっております。そして、役務費が通信運搬費、郵便切手代が430万円から659万円ということになっておりますけれども、そこら辺のところの今回増額になった要因と、そして、これが17億円までのところの見込みの中のこういう需用費、役務費なのか、それとも、先を見込んでの形も踏まえているのかということをお尋ねしたいと思います。それが1点。

そして、今回、事業の目的・効果というのが、やっと中身が変わっております。その他の項じゃなくして、“いきいき”ひとにやさしいまちづくり、“もりもり”元気のあるまちづくりと4点に絞られておりますけれども、これはこれで変わったのは理解をし、認めはいたしますけれども、果たして本当にこれが寄附者に対して訴えることができているのかどうかと、そこら辺をどうお感じになっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

まず、8月末までの実績でございますけれども、5億4,312万円でございます。

それから、印刷製本費ですけれども、この分につきましては、当初、業者につくっていただいた封筒がありました。この分で事足りる、それと、前年からのもので事足りるんじゃないかということで考えておったんですけれども、駆け込み需要等が結構ございまして、封筒が足らなくなったということで、今回、補正で上げておりますけれども、先ほど業者の印刷というのは、（現物を示す）後ろにこういうふるさと納税の提供者、事業者さんの広告によって無料につくった分ですけれども、今回、こういう封筒をつくる、この印刷製本費がかか

ったというものでございます。

それから、通信運搬費でございますけれども、今回、大幅に増額補正をしておりますけれども、当初予算で上げておった見込み額が非常に甘かったと。納税者に対する通知、このあたりがかなり数が多いということで、正直言いまして見込みが甘かったというものでございます。

それから、先々、17億円を見込んでの分なのかというのは、17億円見込んで、17億円を想定したところでの補正予算計上でございます。当然これがさらに20億円とか20億円超えてしまったら、この分についても件数がふえてきますので、増額補正になるのかなと思っております。

それから、使途、使い道の分ですけれども、今回、29年4月から目的のところを変えてはおります。これが果たして寄附者に対して訴えられているのかということに関しましては、残念ながら、そこまで訴えているものとは判断しかねております。というのは、なかなか寄附者、使い道を選んでくださいと言いながらも、昨年度のデータでいくと、その他のところが90%近く占めているわけです。そういうことで、どうしても使い道まで発展をしていないという現実がありますので、この辺、例えば、よそ様の例を見ると、こういう事業に使うというような出し方もされておりますので、そういう出し方を含めて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

はい、わかりました。いや、この通信運搬費、郵便切手代が余りにも多かったので、ちょっとお尋ねをしたわけなんです。そういう形で見込みが甘かったとおっしゃったので、理解をしておきます。

後段の部分ですね、このことについては一般質問でも申し上げた経緯があるかというふうには思っております。やはり今、総務省のいろんな通達の中で制限をされ、恐らく今後については、まさに頭の使い道というんですか、商品で売るのではなくして、そのふるさと納税をいかに有効にこのまちに対して使ってもらおうということを訴えることが今から一番大事な要素になってくるというふう思うわけです。

ですから、先ほど申しましたように、私に言わせれば、その他の5部門を含めて今回4部門に変わった分については余り関心がないんですね。ただ、何となく変えなければいけないという形の中で変えたというふうな印象しか見受けられません。ですので、ぜひそこら辺で、商品がなくてもこういう企画だったらぜひ寄附を試みようというふうなことをもう少し考えをめぐらせていただいて、そのような使途というものについて考えをしていただきたい

いというふうに思います。

もう一つは、現在、使い道の中で、詳しくホームページに写真入りで紹介をされております。これに対する寄附者からの反応等についてはあっておりますか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、今、何を問われているのかというのが、この寄附金の使い道、これを国のほうからも、また、寄附者のほうからも求められているというのは重々承知をしております。そういうことで、この使い道、今後どういうのにいただいた寄附を使っていくのかというのは、中身を検討していきたいと思っておりますけど、あと、寄附者がどういう反応があったというところまでは、すみません、把握をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。

私はこの場には、もうあと12月議会しかありません。それで、12月議会ぐらいいまでにこの使途について検討——12月に恐らくまた補正を組まれると思いますけれども、その時点でこの使途についてもう一度検討されるお考えはありますか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

今、4つの使い道で仕分けております。先ほど答弁いたしました具体的な事業を出しながらという分につきましては、これは財政課との協議も必要になってきます。あと、企業版ふるさと納税という制度もございますので、その辺でそういう事業に対する寄附はいけるんじゃないかなという気もしますので、すみません、ここでお約束はできません。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、15ページの2項．徴税費、2目．賦課徴収費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

徴税費の過誤納金還付金が380万円、この9月補正で計上されております。今、過去を見

てみますと、大体決算で過誤納金還付金が計上されているようですけれども、今回、こういった形で計上された原因なり状況を説明いただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小國純治君）

お答えします。

過年度分の住民税の所得や控除の修正、法人税の確定申告、課税誤りなどで還付する場合、この過誤納金還付金で返還しております。例年、一法人で100万円を超えることは少ないんですが、今回、一法人で385万2,000円という多額の還付があったため、当初予算720万円に對しまして、平成29年7月時点で支出済額が706万5,000円を超えることになり、また、8月以降も27年度、28年度ベースで見えますと還付金が396万円ほど見込まれますので、この還付金が約380万円ほど不足するため、今回、補正をお願いするものです。

この一法人の理由といたしましては、その法人の退職給付金、年金の運用見直しで、退職引当金を取り崩したときに出た益を益として申告していたところ、この益の部分をその法人の違う前払い年金費用という商品に充当されていたため、経費として算入することがわかったため、更正の請求によりこのような多額の還付金が発生したということによるものです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

29年度が当初で720万円計上されておりますね。その分で不足した。一法人の突出した分があったんでしょうけれども、その他を含めて足らなかった分を追加で上げたということで考えていいんですか。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小國純治君）

お答えします。

お見込みのとおりです。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

結論的には、その一法人の380万円の影響での今回の補正ということで理解をしいわけてですかね。

それが1点と、そしてもう一つ、7月時点で706万円ということになっております。この

うち、過誤納金還付金と過納返還金の内訳がもしお手元に資料があればお示しをいただきたいと思いますけど。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小國純治君）

お答えします。

1 番目のは、議員御理解のとおりです。

2 番目の過誤納金還付金と過納返還金ですけれども、今のところ過納返還金はございません。過誤納返還金については、支出済額が……（「過納返還金はない」と呼ぶ者あり）過納返還金……（「過誤納金還付金と過納返還金の内訳、それを教えてくださいと言っているんです」と呼ぶ者あり）

過誤納金還付金につきましては7月末時点で706万5,552円、過納返還金につきましてはございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、返還金はない、ゼロということですね。間違いはないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、いいです。

○議長（田口好秋君）

これで歳出14ページから15ページまでの第2款、総務費について質疑を終わります。

次に、歳出16ページから17ページまでの第3款、民生費について質疑を行います。

16ページの1項、社会福祉費、3目、老人福祉費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

老人福祉費の負担金、補助及び交付金ですけれども、高齢者運転免許証自主返納支援事業に6万円が計上されております。この説明の中で8月までで52件と聞いております。この分の効果が見えるとするなら効果の説明と、逆に、そうじゃない、返納することでデメリットというかな、そこら辺がわかりましたら教えてください。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

効果ということですが、これにつきましては、返納された方が車を運転することによる加害者、あるいは被害者になる可能性がなくなり、高齢者の事故防止が図られたのではないかというふうに考えております。

デメリットというのは、ちょっと私のほうではないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

では、52件の中で、大枠でいいんですけれども、年齢層とか男女比とか、また、返納された方の同居家族の状態というようなことがわかりますか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

年齢層につきましては、70歳代が9名、それから、80歳代が38名、90歳代が5人となっております。

男女の比率ですけれども、男性の方が33名、女性の方が19名ということになっております。

それから、返納申請をされるときに、家族構成などはお一人お一人聞いておりません。だから、家族構成がどうなのかというのはわかりませんが、ほとんどの方が家族の方が同伴してこの申請をされますので、家族の方はいらっしゃるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

詳細データありがとうございます。予想外というのは、高齢化の中で女性が高齢長寿ですけれども、33名に対しまして女性が19名ということで、元気な女性の方が多んじゃないかなと思っております。

そういった中でですけれども、デメリットというわけじゃありませんけれども、やっぱり公共交通が非常に不便な中で車に頼るといのがどうしてもあると思います。そういった中で、どうしても車がないと、渋るわけじゃないけれども、そういった方をよく聞くわけですね。そうしたときに、お年寄りのおじいちゃん、おばあちゃんの家族とか、もしくは単身での高齢者とかが私の地区でも非常に多いわけですが、そういった中で、やっぱり事

故が一番心配でありますので、そこら辺で事故防止にはつながってはおるんでしょうけれども、そうしたときに、その方の家族なりの状態で、どなたかがかわりに目的地に御案内するとかいったことができればいいんでしょうけれども、ない方あたりの、申告されるときに、逆に、返納したことで鬱に入って全然出きらないと。それで病気になるということもあり得るんじゃないかと思えますけれども、そういったところまで、今後、一つの心のケアというんでしょうか、そこら辺もしていく必要があるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

運転ができないことと鬱というのは関連性はちょっとわかりませんが、議員御発言の運転しないことによって家のほうに閉じこもったりとかいう方がいらっしゃれば、うちのほうでは、今、認知症予防教室、それから、プールを使った運動教室等、いろんな教室を開催いたしております。送迎もある教室もありますので、そういった教室に参加をしていただいて、外出する機会をふやしていくということでお誘いもしていきたいというふうに思っております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

最初に、8節の報償費、講師謝金（地域ケア会議推進事業）についてお尋ねします。

こちらは、今回、10万8,000円の補正予算になっておりますけれども、当初予算では3万6,000円上がっております。まず、こちらの内容と増額補正の理由をお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

事業の内容ということでありまして、事業の内容は、嬉野市の介護支援専門員の自立を目指すケアマネジメントの支援を目的とする会議ということで、個別ケースの課題分析を行うことによって、個別の課題の解決、あるいは地域の課題発見、そういったものを目指して、参加者の資質の向上、つまりケアマネジャーの資質の向上と関連職種の連携促進を図るという事業であります。

今回、10万8,000円の増額の計上をさせていただいておりますけれども、これにつきまして

ては、9月まで作業療法士、理学療法士、あるいは薬剤師等の専門職の先生方の参加をいただいております。この専門職の派遣については、県のほうが地域リハビリテーション市町等支援事業で対応をいただいております。しかし、県のほうが予算がなくなったということで、10月以降、それぞれの市町のほうで対応するようになったということで、専門職3人の報償費として計上をさせていただきます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、これまでは県の予算として専門の方の3人——これまでも参加されていたということで理解していいんですかね。

じゃ、現在、地域ケア会議推進事業では、先ほど言われましたケアマネジャーさんとか、全体で何人ぐらいの参加者があられますかということをお願ひします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

この会議については、先ほどからお話をしておりますけれども、個別ケースの分のケアマネジャーの資質の向上ということで会議を開催しております。人数については、大体1回当たり、事例が3件、あるいは4件行っております。ケアマネジャーの参加については、それぞれその事例を担当しているケアマネジャー、あるいは同じところに勤めていらっしゃるケアマネジャー等々いらっしゃいまして、ちょっと人数が一回一回違いますので、一概に何人ということではお答えできませんので、御了承願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

わかりました。

じゃ、この事業は、事例が出たときに会議が行われるということでしょうけれども、そして、今回の補正が上がっておりますけれども、例えば、毎月1回とかじゃなくて、回数とかは固定されていないということで理解していいんですか。その都度、事例が発生したときに会議が行われると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

これについては、月1回、定例的に6月から開催をいたしております。

以上です。（「次に、19節」と呼ぶ者あり）

**○議長（田口好秋君）**

次、どうぞ。19節。増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

19節の高齢者運転免許証自主返納支援事業で、先ほど山下議員の質問でも大体理解できましたけれども、こちら、8月までで52件ということですが、今回の補正で6万円ということは、手数料が1,000円で、60人の見込みで計上されていらっしゃると思いますけれども、27年度、28年度の返納者の人数をお尋ねしたいのと、あと、この1,000円の手数料の補助ですが、どういったふうなシステムで、申請して補助をいただけるのか、その流れをお尋ねします。

**○議長（田口好秋君）**

福祉課長。

**○福祉課長（染川健志君）**

お答えいたします。

高齢者の運転免許証自主返納支援事業ですが、これは平成26年度から実施しております。27年度の実績としては45件です。それから、28年度が68件となっております。

それから、この1,000円の補助ということですが、警察のほうに行っていて、運転免許証を返納されますけれども、そのときに運転免許経歴証明書というのをいただかれます。その手数料が1,000円かかりますので、その分の補助ということになります。運転免許経歴証明書のコピーを添付して申請することになります。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

27年度は45件、28年度は68件の返納者がおられたということですが、今回も8月までに52件で、またどんどん返納者がふえていらっしゃるということで、いいことだとは思いますが、そのことに対して、例えば、よくあるのが、親族の方とかが本当は返納してほしいんだけど、本人さんがなかなかそこまで行かないということもありますけれども、担当課に家族の方の御相談とかはありますでしょうか。内容があれば、ちょっとお尋ねします。

**○議長（田口好秋君）**

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

家族の方からお父さん、お母さんの運転免許証の返納ということは、私は具体的には聞いておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、私も免許証自主返納支援事業についてですけれども、27年度、28年度ということで、29年度が現在52件で、あと60件、合計の120件ぐらいいくんじゃないかというふうなことだろうと思うんですけど、まず、当初見ていたのと、一気に28年度の68件からすれば倍ぐらいになるわけですよね。そこら辺の要因というのはどういうふうに分析しておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

要因として、はっきりこれが要因だということはちょっとわかりませんが、新聞、それから、テレビなど、マスコミで高齢者が運転する交通事故がことし頻りに報道されておりますので、その影響で今年度の8月までが52件となったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これである程度の数字までいけばどうなのかなというのもあるんですが、そういう中で、先ほど家族の方と来られてというふうなお話だったんですが、年齢は先ほどわかりました。そういう中で、例えば、簡単なアンケート調査というかな、来られた方に、何が返納するきっかけになったのかとか、そこら辺のお尋ねというのは全然されていないんですか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

運転免許証返納の申請の段階で、理由はどうなのかというお尋ねはしておりません。だから、先ほど申し上げましたけれども、返納されるときに言われる方もいらっしゃいます。そういった方々の内容はわかりますけれども、それが全てそれぞれ個別にお話をさせていただ

いているということではありません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

返納される方にとっては、いろいろあるかと思いますが、せめて簡単な何項目かぐらゐのアンケートあたりをとって、じゃ、どこの地域でどういう理由でこうなんだということを市としてはある程度把握していただいて、これからの公共交通のあり方というかな、返納された方は、その後どうやって買い物に行かれるのかとか、家族の方が送るのかとか、そこから、こういう理由があったから返納しますとか、せっかくですから、簡単なアンケート調査あたりをしてもよろしいんじゃないかなと思いますけど、その点、市長いかがですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

何名かの方ともお会いしたこともございますけれども、やっぱりどうしても山間部の方におかれましては返納がなかなか厳しいというのが正直なところでございまして、一番は代替交通が確保できるかどうかということだと思います。

通院のほうにつきましては、今、市内の医療機関の方が結構車を使っておられますので、いろんな福祉関係の車あたりもありますのでいいんですけど、やっぱり日常の行動については、山間部の方が返納率が——もちろん高齢者の方も多いいんですけど、返納される方はなかなか苦勞しておられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後またいろんな政策も出てくると思いますので、注目をしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、17ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

最初に、共済費、賃金の節で、保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業についてお尋ねします。

こちらは、主要な説明書では4ページになりますけれども、この中で新規事業となっております。以前、25年度から保育士等改善臨時特別事業が実施されておりますけれども、まず、そちらとの違いを御説明いただきたいのと、今回は事務負担に対応するための臨時職員を雇い上げる事務となっておりますけれども、そこの内容の説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

最初の質問が、保育士等の……（「25年から処遇改善の特別、ずっとあっていたと思うんですけども。それとの違いですね。今回の新規事業との違い」と呼ぶ者あり）

25年からの分については、実際、25年度から処遇改善が始まっておりますけど、その分の処遇改善の部分が今言われた分だと思うんですけど、今回上げているのは、実際、処遇改善とかの事務が結構煩雑になっておりますので、その辺の負担軽減ということでの人件費を雇い入れるというような事業が今回新たに出ておりますので、その分を活用して臨時職員を配置するというようなことです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

私が理解するところでは、今までは結構、処遇改善ということで交付金が来ていたと思うんですけども、ちょっと現場の方にお尋ねしますと、今までは年度末にちょっと手当として給付されていたということをお伺いしたんですけども、今後、この事務職員の方を雇い上げて、事務体制の調整を行うことによって、大体、国の方針としては、毎月の月額を処遇改善するというか、そう私は理解していたんですけど、そのための準備のための事務職員の雇い上げということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

今言われたようなことも含まれると思うんですけど、実際、先ほども言いましたけど、保育所に関する多くの加算とかもあっておりますし、ことしも2%相当の処遇加算とかも準備をされておりますので、そういった新しい加算とか、あと、放課後児童支援員の処遇加算もありますので、その辺の加算の事務がふえてくるということもありますので、それに対応するための臨時職員の雇用なんですけど、実際に、具体的に言いますと、そういった処遇改善の給付費の積算をしたりとか、実績報告が出た場合の精査をしたりとか、あと、処遇改善関係の申請書等の様式の作成をしたりとか、そういった事務に対応してもらうために、今年度、雇うということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、こちらの説明書の中で、共済費の中で、保育士なんですけど、ここに括弧して介護保険該当というのはどういうことでしょうかというお尋ねと、あと、先ほどから申していますが、けれども、保育士の方は本当に大変な中、お仕事をさせていただいているんですけども、毎月のお給料が上がることを楽しみに、これだけ国からの方針が出ていますので、それが今までは年度末にちょっとした手当をいただいていたということで、今後、毎月の、結構キャリアアップの方も本当にいらっしゃるんですけど、そういうことをしていただければ、本当にもっともっと職場でも仕事に対して熱意を持って、今までしていただいているんですけども、処遇改善がしていただければ、もっともっといいかなと思っているんですけども、きちんと毎月の給料アップにつながる改善、事業ということで認識してよろしいんでしょうかねというお尋ねです。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

最初の質問ですが、主要事業説明書に書いている介護保険該当ということですね。このことについては、一応、40歳以上の方が介護保険該当になりますけど、40歳以上の方を採用になる場合に、介護保険料を含めたところの社会保険料の事業主負担分がありますけど、その分が月額として、ここに書いている1万9,725円ということで記載をしております。

2番目の質問の保育士さんへの手当についてですけども、大体、今までも一時金というような捉え方で半年払いということではしておりますけど、これについては今までも、今からも、そうした一時金としての意味合いで支給をするというふうになると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次の7節をお願いします。増田議員。

○4番（増田朝子君）

次の13の委託料についてですね。こちらは説明書の5ページになりますけれども、2つの事業がございます。放課後児童支援員等処遇改善等事業、それと放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業と、2つの事業がこちらにありますけれども、まず2つの事業内容の説明をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

**○子育て支援課長（大久保敏郎君）**

お答えします。

まず最初に、放課後児童支援員等処遇改善等事業、ざっと簡単に説明しますと、この事業は、主要施策のほうにも書いておりますけど、家庭、学校との連絡、情報交換等の育成支援に従事する職員を配置するクラブに、これはクラブに対してですけど、処遇改善を行うものということで、今言ったそういった従事する職員というのは、各クラブに配置をしております主任の支援員ということで理解していただきたいと思っておりますけれども、各11クラブ全てが該当をしますので、ここに書いてある1クラブ当たり154万1,000円の11クラブで1,695万1,000円を計上しております。

この事業では、支援員とか、あと補助員、あと登録指導員さん、全ての者に対して賃金の改善を行うことができるようになっております。

それと、もう一つのキャリアアップのほうの事業ですけど、これについては、通常の支援員、これは経験年数が2年以上の支援員ということですけど、通常の支援員の資格を有する者と、あと、おおむね経験年数が5年以上の支援員で一定の研修を受講した者に対して、これは個人に対して処遇改善を行うものとなります。それぞれの事業に該当者が10人ずつおられますので、通常の支援員については、書いているのは年額なんですけど、12万4,000円の年額の10人分で124万円、5年以上の支援員については、これも年額で24万8,000円の10人分で248万円、合計の372万円を計上しております。

通常の支援員というのが保育士とか学校教諭などの資格を持っておられる方とか、それ以外では、2年以上の経験を有していて県が行う研修を受けた方が該当しますので、こちらの事業では補助員さんについては該当しませんということになります。

あと、5年以上の支援員で一定の研修を受講した者というのは、この一定の研修というのは、県の研修とかもありますけど、県の研修以外で専門性の高い研修を受けられた方というのが該当することになります。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

今、御説明いただいたので、ちょっと確認をさせていただきますけれども、①が各クラブの主任の方の手当ということで理解してよろしいんでしょうかということと、②は、②の中で12万4,000円の10人が、どちらがどちらか、ちょっと聞き取りにくかったんですけども、12万4,000円が5年以上なのか、一定の研修を受けた方なのか。20人の方に、それぞれ10人、10人の方に対しての処遇改善と理解してよろしいんでしょうかということをまずお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

最初の質問ですけれども、さっき主任の支援員さんだけなのかという御質問だったですかね。（発言する者あり）そうではなくて、これは主任以外でも、各クラブにいる指導員さんと補助員さんとか、あと臨時的に対応していただく登録指導員さん、全てに該当する、それぞれの方の賃金をアップするというふうな使い方になります。

それと、2番目の質問についてですけど、通常の支援員さんというのが、これに対する個人の給付が12万4,000円のほうですね。もう一つの24万8,000円というのは5年以上の支援員さんということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

理解できました。

すると、これは4月にさかのぼっての計上と思いますけれども、では、多い方では、例えば、1番と2番に該当される方もいらっしゃると思うんですけれども、大体の試算として出していると思うんですけれども、大体、年間というか、月にしたらどのくらいのアップになるのでしょうか。大体でいいですけど。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

放課後児童支援員の処遇改善、これは1クラブ当たり154万1,000円分ですね、その分ですよね。

これについては、先ほど言いましたけど、職員さん全てに該当するんですけれども、主任さんとか支援員さん、補助員さん、登録指導員さん含めて、大体ですけど……（「1人当たり。1人、大体どのくらいアップするか」と呼ぶ者あり）これはまだはっきりした数字は決まっておりませんが、大体100円前後ぐらい……（「はいっ」と呼ぶ者あり）時給としてですね。100円前後ぐらいのアップになるのではないかと。1クラブ154万1,000円を人数で換算して、年間何時間といった計算がありますので、その辺は精査をして、今、社協の案としては、大体それくらい上がるだろうということでは聞いております。

以上です。（「2番目のもアップするんですよね。キャリアアップの分でも、どのくらい

アップするのでしょうか、1人当たり。大体でいいです」と呼ぶ者あり)

2番目のキャリアアップの分について、これは時給をアップするというものではなくて、1人当たり、さっき言いましたけど、年額の分を払うということで、これを一応、議決しますと、4月から9月、上半期分については一括で払いますけど、10月分以降については月払いで本人さんに払うというふうになります。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（田口好秋君）**

これで歳出16ページから17ページまでの第3款、民生費についての質疑を終わります。

次に、歳出18ページの第4款、衛生費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出19ページから20ページまでの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

20ページの2項、林業費、2目、林業振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

それでは、林業費について簡単にいきます。

19節の負担金、補助及び交付金なんですけど、いわゆる補助金、これは当初予算からもあるわけなんですけど、県の森林整備担い手育成基金事業、当初90万5,000円、今回18万5,000円増額の補正なんですけど、この交付先と、その詳細な説明をお願いしたいということと、なぜ増額になったのかですね。

あと、2番目の、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、これの交付先と、その説明をお願いしたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

産業建設部長。

**○産業建設部長（宮崎康郎君）**

お答えいたします。

まず、担い手育成基金事業の件ですけれども、まず、交付先は鹿島嬉野森林組合となっております。

内容といたしましては、森林組合に勤務される嬉野市在住者の社会保険や退職金共済等に対して補助することで、福利厚生の実と就労環境を整えるものでございます。

増額理由といたしましては、当初計画には4人雇用ということで計画されていましたが、1人ふえまして、今回5人になったということで増額となっております。

以上です。（「2番目」と呼ぶ者あり）

次に、森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、交付先は東吉田森林保全の会に交付いたします。

この事業は平成25年度から国の単独交付金として始まっておりますけれども、そのときから保全の会も取り組まれております。平成28年度までは国費100%の交付金事業でございましたけれども、平成29年度から国の制度改正によって地方公共団体が4分の1負担するようになったということで計上をしております。また、制度改正によって事業内容が見直されたということで、保全の会が事業の継続、または中止について6月末までに検討されていたために、今回の補正となったところです。

事業内容としましては、雑草木の除伐、それと伐採の除去、そして間伐などを実施される予定となっております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

これは一般質問でも言ったんですが、林道あたりの整備をやるということで、他の地域あたりでも、こういった——そこまでできるのかできないかわからないですが、要するにそこら辺の環境整備等のメニューがあるわけなんですけど、そこら辺で、ほかの地域でも、例えば、こういったことで、いわゆる管理道の整備等においてやれるという可能性はあるんですか。

**○議長（田口好秋君）**

産業建設部長。

**○産業建設部長（宮崎康郎君）**

この事業が、まず里山の景観を維持するための事業ということで、林道は対象外となっているそうです。（「ああ」と呼ぶ者あり）

林道が3年計画ですので、例えば、1年目、2年目、3年目という、その地区、地区、面積が決まっています、A地区、B地区、C地区というふうになっていて、そこに林道がもし通っている場合であれば、その林道の雑木の除去とかもできる、ついでにというか、できると思いますけれども、そこを1年目、Aエリアをすると、Aエリアは2年目はできない。次はBエリア、そしてまた次はCエリアとなりますので、林道が通っているときはできるかもしれませんが、林道を直接、そういう交付金を使ってというのはできないそうです。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

**○議長（田口好秋君）**

これで歳出19ページから20ページまでの第6款、農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、歳出21ページから23ページの第8款、土木費について質疑を行います。

初めに、22ページ、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費について質疑の通告があり

ますので、順次発言を許可いたします。初めに、川内聖二議員。

**○3番（川内聖二君）**

それでは、地域おこし協力隊、予算書の22ページについて質問をしたいと思います。

合同常任委員会のときに説明では、新幹線の開業を踏まえ、まちづくりを進める中で、まちづくりに興味のある政令都市や東京に住まれている方に声をかけて、移住をしていただき、地域の方と事業を進めてもらうという説明をお伺いしました。

1つ目の質問といたしまして、この選任される方はコンサル等の法人ではなく、コンサルさんではなく、ほかに職がない個人の方を求められているのかをお伺いします。

**○議長（田口好秋君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）**

お答えをいたします。

地域おこし協力隊でございますけれども、先ほど議員御発言のように、都市圏に住んでいらっしゃる方に住民票を嬉野のほうに移していただいて、嬉野のほうで活動していただくと。ひいては定住までしていただければというところでの取り組みの地域おこし協力隊でございます。

そういった意味で、今現在、無職の方、また仕事をやめてでも嬉野のほうに籍を置くという方であれば応募していただくというふうなことになっていきますので、今考えておるのは個人さんに募集をかけるというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

川内議員。

**○3番（川内聖二君）**

わかりました。

それと2つ目、こちらのほうに移住されて、この事業だけに従事されるのか、お伺いします。

**○議長（田口好秋君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）**

お答えをいたします。

募集をかけるに当たりましては、活動内容等をお示しいたしまして募集をかけますので、基本的には、その内容に関することに従事をしていただくということになってこようかと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

わかりました。

それと、説明書の9ページの内容の中で、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながらとうたっておりますが、それについて説明をお願いします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

あくまでも、まちづくり協力隊でございますので、あくまでも地域に根づいていただいて活動をしていただくというものでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

それでは、私も同じ項目の質問になりますけれども、よろしくお願いたします。

9ページの、まず事業説明書の中にあります地域おこし協力隊のことで、それで事業内容の3項目めの株式会社嬉野創生機構について、私のほうが認識不足なのかもわかりませんが、まず事業の内容と、それから、公表できる範囲で結構ですけれども、この組織がどういった方で組織をされている機構なのか、そこまで説明していただけるならお願いたします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、議員御質問の嬉野創生機構でございますけれども、個人出資による、個人さんですね、個人さんが出資をなされた、嬉野のまちづくりを考えていきたいという目的で設立された会社でございます。

ただ、ちょっと構成員等につきましては、あくまでも個人さんの会社でございますので、ちょっとここでの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

**○5番（森田明彦君）**

あくまでも民間、個人ということですね。そして、内容については当然、まちづくりに特化されているということで認識していいですね。

それでは、2点目の隊員のことになりますけれども、参考となる事項の中にも、地域ブランドや地場製品の開発、販売という内容もちょうとございますけれども、いわゆる新幹線の開業に合わせるということで、非常に私たちも期待をするところでございますけれども、隊員の業務として、旅の、旅行ですね、この企画、提案を行える、いわゆる旅行業取り扱いの管理者という資格がございますけれども、こういった方も、広義に捉えれば、新しい嬉野の旅の開発ということで、経済の循環を考えれば、ここまで幅を広げることも可能ではないかなと考えたんですけど、この資格を持った方も加えた募集ということが考えられないか、お尋ねをいたします。

**○議長（田口好秋君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）**

お答えをいたします。

主要な事業の説明書の9ページの、今、議員御発言の分につきましては、その他参考になる事項という項目だと思います。

ここにお示しをしておりますのは、一般的な地域おこし協力隊の考え方をちょっとお示ししておるんですけども、ただ、今、議員御発言の旅行の資格を持った方というのを今回、条件を付せば、それだけ絞り込みが大変になってくるのかなというふうにも考えております。そういった意味で、応募があった時点で、変な話ですけども、そういう資格を持っていられっしゃる方があれば、そういったのも参考にしたいと思います。

また、旅行等の資格を持った方の地域おこし協力隊というような話になっていけば、観光協会さんとか、そういったところとも随時話をしながら、勉強していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

森田議員。

**○5番（森田明彦君）**

内容について、よく理解いたしました。私の言いたかったことも、課長がおっしゃっていただきましたので、今後とも、こういったことも当然、新しい時代に必要な人材と考えておりますので、発言をさせていただきました。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

次に、梶原睦也議員。

**○13番（梶原睦也君）**

地域おこし協力隊について質問いたします。

これは財源措置として特別交付税の対象ということでございますけれども、この設置要綱の必要はないのかという点と、まちづくり会社、先ほどちょっと聞きそびれたんですが、個人的なこととおっしゃったの、ちょっとわからなかったんですが、まちづくり会社、株式会社嬉野創生機構、これはどういった団体というか、会社なのかというのと、そことの連携について、もう一度詳細に説明をお願いしたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（池田幸一君）**

お答えをいたします。

1点目の件につきましては、地域おこし協力隊の設置要綱、地域おこし協力隊そのものは企画政策課が担当しておりますので、設置要綱、今、策定中でございます。

というのが、国が示しております地域おこし協力隊の推進に向けた財政措置の中で、要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合、特別交付税を講じるとされておりますので、現在、この設置要綱に向けて準備を進めております。決裁中でございます。

これは基本的に予算と連動ということになりますので、予算議決後に施行をするようにしております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）**

2点目の御質問についてお答えをいたします。

まちづくり会社の株式会社嬉野創生機構でございますけれども、先ほど答弁をいたしましたように、個人さんが立ち上げられました、駅前を中心とした嬉野のまちづくりを考えていきたいという会社でございます。

業務の内容といたしまして、これは会社のほうから提出をいただいております定款に記載されているものでございますけれども、観光資源の開発、嬉野市の宣伝広告、また嬉野市のメディアの運営等を行うことを目的とする会社ということで設立をいただいております、今回、ここの会社との連携という話でございますけれども、やはりまちづくりをしていく上に当たっては、どうしても官だけの力で物事が進まない事案もたくさんあります。そういった意味で、その会社、せっかくまちづくり会社ということで立ち上げていただいておりますので、そこ十分連携をとって、嬉野のまちづくりを、私の場合、ちょっと駅前の話をし

ておりますけれども、そのまちづくりを連携をとって進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。

あと、このまちづくり会社、民間のということですが、嬉野創生機構ですね。これについて補助金等というのは発生していないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

まちづくり会社に対します補助金等は発生はいたしておりません。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

同じく地域おこし協力隊についてお尋ねします。

私も質問では、まちづくり会社のことについて提出しておりましたけれども、そのことに関しては今のお答えで理解できました。

1点、説明のときには、まだ協力隊の方は決まっておらずと、決定ではないということですよ。協力隊ですね。今回、議会が可決されたら、今後進められると思いますけれども、以前も企画政策課で協力隊のことを計画されていたことがありますよね、以前ですね。協力隊を、ほかのことですね。該当者がなかなかいっしょになかったということでお聞きしていたんですけれども、今回も、やっぱりこの協力隊、ぜひ来ていただきたいんですけれども、そういう該当者というのはどういうふうして、条件として提示されていっしょなのかということと、あと、その該当者がいっしょになかったら、この事業はもうできなくなるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほど企画政策課長が答弁をいたしましたように、今現在、要綱を準備していただい

ります。その要綱が整い次第、嬉野市のホームページであったり、JOIN——地域おこし協力隊の専門のほうに募集をかけていきたいというふうに思っておるところでございます。

基本的には、準備が整いまして、約1カ月程度をめどに募集をかけたいと思っております。そこで応募があれば、すぐさま面接ということになっていこうかと思っておりますけれども、議員御発言のように、もしなかった場合、また第2弾、第3弾ということで募集はかけていきたいと思っておりますけれども、最終的にだめだったとならないように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

**○議長（田口好秋君）**

次に、山口忠孝議員。

**○7番（山口忠孝君）**

今までの質問で大体内容は理解できたんですけど、やはり協力隊の確保ですよ。さっき答弁なされましたけど。それと、どうしてこの時期にこういうことが出てきたのか。普通やったら、大体当初の予算のときに、次年度の予算とか、そういう時期に計画を立てられるのが筋ではないかなと思って、なぜこの時期にこの協力隊の話予算を立ててされるのか。それと、本当に隊員の確保の見込みがあるのか、その点をお答えください。

**○議長（田口好秋君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）**

お答えいたします。

ちょっと今質問の確認ですけど、まず、なぜ今の時期なのかという御質問と隊員の確保がどうなのかという御質問でよろしいですか。

まず、時期につきまして、なぜ今の時期なのかという話でございますけれども、平成34年度、新幹線の開業に向けましては、できるだけ早い時期からまちづくりには取り組んでいく必要があるというふうに常々認識はいたしておりましたので、地域おこし協力隊につきましても、できるだけ早い時期にというふうには考えておりました。

ただ、先ほど梶原議員の御質問に答弁をいたしましたように、どうしても官だけではできない分がいっぱいございますので、ちょっと変な話、民の方が、そういった形でまちづくり会社を興していただいたということでございますので、そこで、やはり連携を図っていきたいということで、今回の時期に計上させていただいたものでございます。

それと、もう一つの隊員の確保でございますけれども、先ほど増田議員の御質問に答弁させていただきましたように、できるだけ早い時期に確保ができるように、あらゆる手段と申しますか、媒体等を使って頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体のことはわかったんですけど、この地域おこし協力隊の、では、どこに宿舍を構えられて、どういったポジションで動かれるのかというのをもう少し具体的に、例えば、市役所が用意したところに住んでいただいて、仕事の的には嬉野創生機構と一緒に働かれるのか、あるいは何か要請があったときに一緒に動かれるのか、あるいは事務所そのもの、嬉野創生機構の事務所の中に入られるのか、そこら辺のちょっと具体的な動きあたりを教えてくださいなと思うんですけど。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊さんでございませけれども、私たち嬉野市の非常勤嘱託職員ということで採用いたしまして、地域おこし協力隊員ということで委嘱をするものでございます。

お尋ねのありました宿舍等につきましては、私どものほうから宿泊費というか、アパート代を手当ていたしますので、個人さんで探していただいて、アパートに住んでいただくこととなります。

あと、仕事の内容でございませけれども、今考えているのが、先ほど言いましたように、嬉野創生機構との連携は考えてはいきますけれども、そこに事務所を置くというのではなくて、そこと一緒になって、例えば、ウェブの発信であったりとか、例えば、駅前、また商店街等、そこら辺とのウェブの発信等になれば、まちづくり会社のほうにパソコンなりを持ち込んで、一緒に仕事をするということはあるかと思っております。そこに、ちょっと今のところ私が考えておりますのは、嬉野創生機構の会社の中に常駐するというような考えはございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

民間のそういう会社と連携をとるということは非常に大事になってくると思うんですけど、そこへ、要するに人材を派遣してしまうというふうな考えではないということだけは確認をしておきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

この地域おこし協力隊、全国で見れば、いろんなところで活躍をいただいております。近くで言いますと、有田さんでもまちづくり会社に席を置いて、事務所に置いて、業務を行っていらっしゃいますし、よその市町におきましては道の駅で仕事をなさっていただいている協力隊員さんもいらっしゃいます。

そういったことを考えますと、今後、どういった流れになっていくかわかりませんが、先ほど申しました、まちづくり会社と、派遣ではないですけれども、十分そちらのほうとの協力ということも考えられないことはないだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

確認なんですが、そしたら、民間で立ち上げられた、その嬉野創生機構という会社の事務所で一緒に地域おこし協力隊、いわゆる嬉野の臨時職員さんをそちらのほうで一緒に働かせるというのは、それは問題がないというふうに考えていいわけですね。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

先ほど答弁をいたしましたように、全国での事例を見ていますと、そういう事例がございますので、私としては問題はないという認識でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

もうスイカの種も何も残っていないようですけれども。先ほどの課長の答弁の中で、2回目の質問のときには、そのまちづくり会社に対して、まちづくり会社——嬉野創生機構に対して、そこに席を置かないで派遣をするというふうなことだったんですけど、3回目のときには、そこに席を置く場合もあるというふうな答弁をされましたけれども、その確認だけをしておきたいというふうに思います。

それともう一つは、今回においては、これは当然、協力隊に関しては企画政策課の所管と思っておりましたけれども、今まで流れの中で建設・新幹線課からこれの予算を措置されたわけでありましてけれども、今後について、例えば、観光関係のそういう協力隊員がいるとす

るならば、それはうれしの温泉観光課の所管の中で行うのか、あるいは農林関係の協力隊員がいれば、それは農林課からそういう形であるのか。そこら辺の今後の持っていく方ですね。

あくまでも私は企画政策課で一元化をして、そして、その中で、こういう協力隊員に対しての措置を行うべきじゃないかなという気がしていたものですから、今後の進め方をどのように行うのかということ、その2点だけで終わりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（田口好秋君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）**

私のほうから1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、この地域おこし協力隊、3年をめどにということになっておりますので、私が答弁をいたしましたのは、例えば、2年目の後半とか、3年目とか、そういうふうになっていって、駅のまちづくりが具現化していったときには、そういうことも考えられるのではないだろうかという意味での答弁でございます。

以上でございます。（「ちょっとようわからん、今の答弁」と呼ぶ者あり）

今、まず、まちづくり自体がまだ計画中のような状況でございますので、とりあえずは、その席を置くという話は、私、今考えておりませんが、実際問題として、まちの整備が進んでいったときには、そういうこともあるのではないかと答弁でございます。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（池田幸一君）**

2点目の件につきましてお答えをいたします。

予算計上なんですけれども、今回、地域おこし協力隊につきましては、企画政策課のほうで予算計上すべきか、それとも配属される課で予算計上すべきか、協議をいたしました。その中で、県内の市町、確認をいたしました。現在、11市町で地域おこし協力隊の受け入れをされております。その中で、2自治体はその担当課、うちで言うと企画政策課が予算を上げています。残り9自治体については、それぞれの課が予算を計上していると。全国、全部調べているわけございませんけれども、恐らく両方あるのではなかろうかと思っております。

活動云々が出てまいりますので、小さい活動あたりを予算計上する場合に、どうしても担当課のほうで、近くで、一緒に動いたりもしますので、そのほうが一番予算も使いやすいし、相談あたりもできるのではないかとこのところ、今回、嬉野市におきましては配属の課で予算計上するという形にしております。

今後、観光分野であったりとか、農林分野であったりとか、出てくることも予想されます。そういう場合につきましても、今の理由で、それぞれ配属の課で予算計上という予定にしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今後、募集をかけていったときに、かなりの人数というんですか、応募があったときには、それに対する対応、そこら辺でセレクトされていくのか、何人かを選んでされるのか、今回だけ、1人ですけれども、そのほかに、例えば、10人とか20人とか来た場合についてはどういふふうな形で対応されていかれるのか。もう全部受け入れるお考えはあるのかどうかですよ。

これはあくまでも特交措置ですので、人件費等々はすべからず国が出してくれると思うので、非常にいい形の人材措置といたしますか、なりますので、そこら辺の今後の、応募が多数あった場合についての考え方だけを、これはどっちかな、確認をしたいと思っておりますけれども。これは企画政策課のほうにお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

募集関係につきましては、先ほど言いました設置要綱に基づいて募集をして、それで相当数の応募があろうかなと思っておりますけれども、現在、企画政策課のほうにお一人、県の地域おこし協力隊の方が8月10日付で配属されておりますけれども、この場合も面接を通じて、合格、採用ですね、決めておりますので、相談会あたりも兼ねて今回やって、手を挙げられてこられましたけれども、当然、これは面接あたりをやった上で採用ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案質疑の議事の途中でございますが、ここで13時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

初めに、歳出24ページの第9款、消防費について質疑を行います。

1項、消防費、2目、非常備消防費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、森田明彦議員。

**○5番（森田明彦君）**

それでは、お尋ねをいたします。

説明書1ページになりますけれども、需用費の中で、消防団員確保対策事業ということでお尋ねです。

まず、1点目の質問にプラスいたしまして、前年度までは備品の購入で推移しておりましたけれども、今回、団員の募集ということに変わっておりますが、根本的に嬉野市で現在、いわゆる所定の消防団員数がどのくらい不足しているのかということと、1項めに書いておりますように、今回、行政嘱託員配布用バッグに募集イラストを印字してのPRということでございますけれども、バッグにイラストをつけることで、具体的にこういった場面での募集PRというのを想定しておられるのか、まずお尋ねをいたします。

**○議長（田口好秋君）**

総務課長。

**○総務課長（永江松吾君）**

お答えいたします。

まず、消防団の定数に関する質問ですけれども、定数1,050名でございますが、ほとんど充足しております。数名の欠員が出ている程度で、今のところ1,050人、ほぼ定数に近い数字を持っています。

それから、どういう場面でのPRということでの御質問ですけれども、まず、消防団に關しましては、やっぱり地域と非常に密接な関係があると思っております。各行政区、地区の御理解とか御協力により消防団も活動しておると思っておりますので、行政嘱託員さんに大変感謝をしておるところです。今度、行政嘱託員配布用バッグにイラストを印字してPRすることですけれども、なるべく大きいバッグで目立つようにイラストを入れたいと思っておりますので、そういうところで、移動の際に目に触れたり、各地区で区長さんとかもよく見られるということになりますので、そういったことで意識していただければと思っております。

そのほかにも、大きなバッグですので、いろんな場面での活用方法もあると思っておりますので、なるべくわかりやすいようなイラストを入れて、目立つような感じで活用していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

森田議員。

**○5番（森田明彦君）**

一応確認でございますけれども、私自身も十数年前に地区の役員を数年経験いたしておりますので、行政嘱託員配布用バッグというのは、いわゆる緑色の大きなバッグですよね。月末の常会の折に、それから月2回ですか、配布物を各地区の役員、いわゆる班長さんといいますけれども、そちらのほうに配布お願い等のときに御持参されていたように記憶しております。ですから、区のそれぞれの役員様方もそのときには恐らく目にすることがあるとは思いますが、常時携帯をされるわけではなかったかなという記憶があるもんだからね、ちょっと常時目に触れるものではないなという記憶があったもんですから、この辺のことをちょっとお尋ねいたしました。

ただ、これは効果的に活用いただきたいということは重ねて、嘱託員様のほうにそういった活用方法まで助言を具体的にさせていただきたいということをお願いしておきます。これは答弁はいいです。

2番目に入りますけれども、せっかくPRということで考えれば、ネット等でも消防団募集のプロモーションビデオというのを検索して調べてみたら、やはり全国では複数ございました。ですから、予算が県費も含めて今回30万円ですので、可能かどうかは別にいたしまして、特に対象がどうしても若い方になるものですので、いわゆるスマホであったり、こういったプロモーションビデオ等は最近非常に人気がありますので、そういうことでのPRの効果というのが想定はされなかったのかなということで確認をしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

プロモーションビデオ等の検討はということでのお尋ねでございますけれども、以前、嬉野市でも消防団のPR番組はつくったことがございます。女性消防団を使ったものでございますけれども、それも有線テレビとかユーチューブでは一回流したことがございます。

今回の事業ですけれども、この事業があるという情報を知り得たのが今年度になってから、もう5月ぐらいになっていましたので、余りそこら辺を検討する時間がなかったんですけれども、せっかくPR事業があるということで、こういう事業に取り組みさせていただきました。

この事業ですけれども、過去3年間あって、今度また県の補助事業が復活したわけですが、県のほうも3年間続けていくようなお考えがあらわれましたので、今後、来年度、再来年度とかまだ事業が続くようであれば、計画的にそこら辺、もっと効果的に、いろんなPR方法もあると思いますので、研究しながら事業を行っていきたいと思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

森田君の質問で大体わかりましたけれども、1点だけ。

この事業は囑託員さんにバッグを配布するのが優先だったのか、消防団員の確保としてバッグをつくるのが優先だったのかということだけをお尋ねして、終わります。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

この事業でございますが、あくまでも優先順位は消防団のPRでございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、同じく24ページ、1項、消防費、5目、災害対策費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

引き続き質問をさせていただきます。

この負担金、補助及び交付金のほうで、初めに、この事業の対象となる地区の選定方法について教えていただきたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

この補助金の対象地区の選定方法ですけれども、この事業も、先ほど申しましたように、県の事業が3年間だったのがまた延長されてということで情報を知りました。それで、そのときに各コミュニティのほうに紹介をいたしまして、コミュニティのほうから申し込みがあったのが4地区ということになっておりまして、その4地区を今回選定しております。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

ありがとうございます。今回、手を挙げられた地区が4地区ということですね。

2番目の質問に入りますけれども、今回、そういうことで4地区でございますけれども、根本的に後期基本計画にある地域防災訓練の実施地区の平成29年度の達成目標というの30地区ということで明記をされておりますけれども、今回の選定とは直接関係ないかもしれませんが、いわゆる地域防災ということで考えれば、29年度、30地区の目標値というの大体29年度中に達成できそうですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

後期の基本計画でございます地域防災訓練の実施地区というのは、これは行政区の単位と思います。実際、26年度から地域防災力向上促進事業で防災訓練をやらせてもらっておりますので、それはコミュニティの単位であります。各行政区からも参加をいただいております。そういった意味で捉えると、28年度末で39地区の実施ということで、この目標は達成しておると思っております。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

わかりました。

いずれにしても、今回ちょっとそちらのほうに考えたものですから、ここに書かせてもらいましたけれども、訓練に関してのところとは直接はこれが結びついているものではないということですね。一応それで理解いたしました。ありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

私は今、森田議員と同じところで、地区の選定は手を挙げられたところということで理解いたしましたけど、塩田地区や久間地区は昨年度も開催されておられまして、予算も、今回は10万円、10万円とみんな一緒なんですけど、昨年度はもう少し大きい金額だったと思います。それで、毎年こういう経費をかけて開催する必要があるのか、また、今回10万円かけていますけど、その内容ですよ。これだけの費用をかけて訓練をする必要があるのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、災害が発生したときに重要なことというのは、自助、共助、公助という3つの助けがありますけれども、その中で、共助ということを担当いただくのは、やっぱり地域とかコミュニティが重要だと思っております。そういった意味でこの事業を開催してもらっていますが、先ほど申しましたように、26年度から県の補助事業があっておりますので、それですと各コミュニティで行ってもらっております。

今回の分は10万円ずつになっておりますけれども、確かに昨年度はもうちょっと多かったところもございますが、ことし各コミュニティに募集をかけたところ、4地区の手が挙がりましたので、これは限度額もございますので、ぜひ4地区にやってもらいたいということで全部をお願いしております。

この事業の内容としましては、講習会を開くとか、実際に避難訓練、防災訓練とかをされるということになっておりますので、そういった意味では、10万円の中でも十分やっていただけるものと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

この防災組織の訓練ですよね、これはいつごろ実施されるのか。講習会とか、消火訓練、炊き出し訓練、いろいろ書いてありますけど、それは一日でまとめてされるのか、日にちをまた別にして、講習会は別、そういう形でされるのか、どういう形でされるのか、お伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

コミュニティですね、確かに応募はしていただきましたけれども、実際まだ詳しい事業計画というのうちのほうでは把握しておりません。今後、また区から申請書をいただく際に、そこら辺が上がってくると思っております。

実際、内容としましては、先ほど申しましたように、講習会とか避難訓練等がされますので、いい時期にそれぞれのコミュニティがして、年度内にはここら辺が全部終わるように計画をしていただけるものと思っております。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

そしたら、各コミュニティに問いかけて、手を挙げられたところが訓練をされるということで、市のほうから特別にしなさいという強制的なものはないわけですかね。あくまでも自主的に各コミュニティが取り組むということで理解しておってよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

ことしに関しましては、先ほど申しましたように、応募をかけて手を挙げられたところ、過去も同じような感じですが、そういうことでやっております。前の設問でもありましたけれども、この事業も3年間だったのが継続されて、ことしもできるようになりました。この事業についても、またあと3年間の県の計画もあるようでございますので、今まで実施されていないコミュニティさんのほうにも声をかけさせていただければと思っております。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

大体内容はわかりました。

1点だけ。今回、応募地区が何地区あったのか、そして、その選定はどのような方法でされたのか。そして、落ちた地区については今後どのような取り扱いをされるのかということだけをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

選定ですけれども、4地区だけが手を挙げられていますので、4地区全てやっておくということで選定しております。（「もうよか」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。

これで歳出24ページの第9款、消防費についての質疑を終わります。

次に、歳出25ページから28ページまで、第10款、教育費について質疑を行います。

25ページの1項、教育総務費、2目、事務局費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

教育総務費の事業名が中学生のための放課後学校塾事業であります。節は通して質問いたします。

まず、中学校で既に行っています放課後等補充学習支援事業との違いを示していただきたいということと、保護者の負担があるのか、また、既存の塾に行っておられる生徒さんも受講ができるのか、3点確認します。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

**○学校教育課長（徳永 丞君）**

お答えいたします。

まず1点目、今、行っている放課後等補充学習支援事業との違いはということですが、放課後等補充学習支援事業は佐賀県教育委員会が単独予算で行っている事業でございます。大体週に1回程度ぐらいですね。1回から2回、1回当たり2時間、学校が直接講師を任用してやっているとございます。

今回の事業は、形的には非常に似ています。ただ、財源が違います。これは国、内閣府の地域子供の未来応援交付金という交付金を利用した事業になります。イメージ的には、今、県で行っている放課後等補充学習支援事業は週に1日ぐらいですので、あと残りの4日間をこっこのほうでカバーするというイメージでございます。

それから2点目、保護者の負担はあるのかということですが、これは保護者の負担は一切ありません。ただ、帰りが遅くなって、冬場だとお迎えに来ていただくことが必要になってくるかもしれないと考えております。

それからもう一つ、3点目、塾に行っている生徒の受講は可能かということですが、可能でございます。希望者全員を対象と考えております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山下議員。

**○9番（山下芳郎君）**

事業の目的の中に、子どもの貧困実態調査等々ということで書いてあるわけですが、これも似たようなケースで、これは小学校が対象ですが、子ども学校塾があるわけです。小学校の場合は学力の向上という目的があるわけですが、こちらにつきましても、確かにこれは大事なことでありはしますが、もう一つ、学習の向上ということも並列しながらあるんじゃないかと思っておりますので、それについての確認をしたいと思っております。これは当然のことと思っておりますけど、一応確認をいたしたいと思っております。

あともう一点、先ほど塾に行っている子どもさんたちも可能だということでお聞きしました。そうであるならば、その中で、いつも言われます民業圧迫にならないかということの確認ができているのかを確認いたします。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

学校教育課長。

**○学校教育課長（徳永 丞君）**

お答えいたします。

学力向上の件ですが、本事業が内閣府の地域子供の未来応援交付金というのが貧困

対策の事業ということでございますので、事業の目的には当然そっちのほうを上げておく必要があるということでございます。前年度、子育て支援課が行っていただいた貧困のアンケート、その結果を受けて、おおむね国の結果と同じように、貧困の家庭は子どもたちもおおむね学力が低い状況にあると。その貧困の連鎖を断ち切るためには学力を上げてやる必要があるという理由立てというか、国のほうに出す理由としてはそういうことで出しておりますが、当然、私たちは子どもたちの学力向上、主に高校入試、子どもたちの希望する高校に合格するように、その補助、手助けをしてあげたいという思いでございます。これは希望する子どもを全て対象としたいというふうに考えているところです。

民業圧迫の件でございます。やはり確かに塾の業者の方にとっては圧迫というふうに感じられることもあるかもしれませんが、子どもたちは自分一人では勉強してもわからないと、もうちょっと教えてもらいたいんだけど、やっぱり塾に行くのは厳しいと、そういう子も確かにおりますので、そういう子たちを何とか助けてあげたい、私たちはそういう思いが強いので、この事業をしております。当然、塾の先生たちとも連携しながら、講師等も塾の先生たちにも相談した上でこの事業は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

合同常任委員会のとときに希望する生徒さんにということであつたわけですがけれども、そういったときに、今、課長の御答弁の中で、この事業目的の件ですがけれども、保護者へ御案内するときに、この事業目的のことを学力向上も含めてどういった形でなさるのか、確認します。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

貧困の事業というのは、これは国に対する表向きの理由でございます。保護者に対しては、貧困とかそういうのは学校現場ではとてもわかりませんし、似つかわしくないと私たちは思っております。当然、学力向上のための事業ということで、勉強したい人は集まってくださいというふうに言うつもりでございます。

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

同じく中学生のための放課後学校塾事業についてお尋ねします。

説明書では10ページになりますけれども、まず、確認なんですけれども、今の課長の御答弁で、中学3年生を対象にということで、その対象者の中学3年生全体の人数と、ここに上げておられます115名というのは見込みの数字なのかということと、それと、先ほど言われました今実際行われている放課後等補充学習支援事業にあわせて、そちらが週一、二回程度ですので、プラス4日間ぐらいをしたいということによろしいでしょうかということです。まず、そこをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

まず、現在の中学3年生の全部の人数が240名ほどでございます。正確に言うと今年度243名です。このうち115名というのは、今、県の放課後等補充学習支援事業を利用している子どもたちの数がほぼそのくらいだということで想定しております。

それから、2点目の4日間をカバーするということですが、そのとおりでございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

こちらの事業費内訳のところ、3教科とあります。3教科と、報償費の中に講師謝金が2時間の16日の4カ月。4カ月というのは何月から何月まででしょうかということと、あと、講師の方が6名とありますけれども、講師の方の確保はできていますでしょうかということのお尋ねです。（「3点目が……」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

3点目をもう一回お願いします。増田議員。

○4番（増田朝子君）

講師の方の6名の確保はできていますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

まず、1点目の3教科ですけれども、これは英語、数学、国語と考えております。

それから、4カ月間ということですが、受験前の11月、12月、1月、2月でございます。

それから、講師の確保ですけれども、まだ予算も確定しておりませんし、この議会を受けて、これから探すということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今現在行われている放課後等補充学習支援事業でも講師の方、県の事業ということでしていただいていますけれども、講師の方の確保自体は難しくないのでしょうか。現在もいろんなところでそういう講師の方の確保が難しいということがありますので、まず、見込みとしていかがでしょうかというお尋ねと、あと、今回の事業が新規ですけれども、来年度以降の継続としてはいかがなものでしょうかというお尋ねです。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

講師の確保は大変に難しいだろうというふうには考えております。ただ、コーディネーターを1人任用して、そのコーディネーターの方に講師の選定にも尽力していただきたいというふうに考えております。小学校で子ども学校塾をやっておりますけれども、そこは団体の方に委託している形でございますので、そういうノウハウを持った方にも御相談をして講師を確保していきたいというふうに考えております。

2つ目ですけれども、継続できるかどうかということですが、やはり私たちとしてはこういう事業をできればずっと継続していきたいというふうには考えておりますけれども、何分にも国の補助金を利用した事業でございますので、その辺の継続あたりができるのかどうか。それから、そもそも中学生で放課後学校塾というのをするのは今回が初めてでございますので、その成果が果たして出るのかどうかというのも検証した上で継続については考えなければならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体内容はわかったんですが、1点だけお聞きをいたします。

先ほどから出ております、いわゆる小学校の子ども学校塾については、先ほど答弁なされたように委託なんですよね。今回、この事業が委託ではなくて、講師謝金とコーディネーターということで、賃金、あるいは報償費というふうな形なんですよね。これはなぜ委託ではなくて、こういう形になったのか。要するに補助等の違いによってこういう形にしなければならなかったのか、それとも、ほかに何かこういう形で行う理由があらわれましたらお願いします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

まず、委託じゃないというふうに決めているわけでもございません。委託するかもしれないという可能性はあります。先ほども申しましたように、この事業が本当に来年以降もずっと続けていけるだろうという見通しがあるならば、これはさっと委託して、お願いしますというふうにできるんですけども、ひょっとして、ことし半年で終わってしまうかもしれないという中で、また、予算も確定していないしということで、その辺をはっきりさせてから、現時点ではとりあえずコーディネーターを1人任用すると。任用するというのは別に教育委員会に置くということじゃなくてもいいと思っていますので、そういう形で今の計画としてはしておきましょうと。結果的に委託という形になる可能性もあると考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

予算的には全部で323万円という予算があるわけですが、今の答弁でいくと、これのうちの考え方によっては本年度でも委託というふうに変更がある可能性もあるということですかね。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

そのとおりでございます。（「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、宮崎良平議員。

○2番（宮崎良平君）

これまでの答弁で、ある程度理解はしております。

1つだけ、役務費のほうで質問ですけど、保険料、講師・生徒傷害保険というのがございます。これは何を想定された形の傷害保険になるのでしょうか。学校のほうの保険で賄えなかったのかというところ。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

お答え申し上げます。

学校には、子どもたちが学校管理下でけがをしたりすると、災害共済給付制度というのがありまして、登下校も含めてそれでカバーできることになっておりますけれども、この事業はその保険の対象に含めることができない、学校管理下ではないというふうになってしまいます。そこで、教室の中で勉強することですから、けがをすることは非常に少ないとは思いますが、もし万が一、子どもたちが何かの事情でけがをするようなことがあったら保険で対応しなければならないでしょうということ、保険を掛けている次第でございます。

以上です。（「講師のほうは」と呼ぶ者あり）

講師も授業中に転んでけがしたとか、例えば、実験——英、数、国ですから実験はほとんどないとは思いますが、そういう指導をする中で何かけがをしてしまったというときの保険でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（田口好秋君）

次に、26ページ、3項、中学校費、2目、教育振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

#### ○4番（増田朝子君）

通級指導教室整備事業についてお尋ねします。

説明書では11ページになります。

説明の折には、塩田中学校に障がいを持つ生徒さんがおられて、通級による個別指導をするために、つい立てとか、そういうのでマンツーマンの指導をしたいからということの補正が上がっているんですけれども、では、ほかの嬉野中とか吉田中とかはこういう対象にはなっていないんでしょうかということと、あと、今回どうして今の補正で上がっているんでしょうか。まず、その対象者が何年生で、お一人でしょうかということです。

#### ○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

#### ○学校教育課長（徳永 丞君）

お答えします。

まず、ほかの中学校にはないかということですが、市内では嬉野中学校に昨年度から通級指導教室が設置されておりますので、同様の教室が嬉野中学校にあります。

それから2番目に、どうして今の時期にということなんですけれども、塩田中学校の通級指導教室が県教委から認められたのが今年3月でございます。そのための教員が県のほうから配置されたんですけれども、実際そこに行く子どもたちを決定するには、市の就学支援委員会というのを経ないとはいけません。これが毎年3回あるんですけれども、1回目は6月、今年度は参加者の都合で7月3日に行われているんですけれども、そこを経て初めて通級する子どもたちが決定されるということで、今の時期の予算計上になったということです。

それから、対象者ですけれども、今現在、塩田中学校では11名の子どもが対象となってい

るところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

学年はわかりますか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

学年は全学年に分かれておりまして——しばらくお待ちください。

○議長（田口好秋君）

休憩しましょうか。

○学校教育課長（徳永 丞君）

ちょっとすみません。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後 1 時37分 休憩

午後 1 時38分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

申しわけございません。学年ごとで、1年生は1名、2年生が4名、3年生が6名というふうになっています。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、1年生が1名、2年生が4名、3年生が6名の計11名の方が通級の対象者ということですが、じゃ、これまで塩田中学校では対象者の子どもさんたちはどういったふうにして指導がなされていたんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

塩田中学校にはこれまで通級指導教室はございませんでした。小学校では五町田小学校にごさいまして、ほかの学校からも通うことはできますので、そこに通っていたりしていたんですけども、中学校ではなかったの、そういう教室に行くことができませんでした。去年からは嬉野中学校にできましたので、嬉野中学校に通うことはできたんですけども、ちょっとその例はなかったです。したがって、そういう教室に通ったほうがいと判断されるお子さんでも、行けなくて、通常の学級で授業を受けているという状態でした。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、宮崎良平議員。

○2番（宮崎良平君）

確認なんですけど、通級指導教室設置の受け入れ側における明確な基準があるのかどうか、この確認と、受け入れの時期というのがいつぐらいになるかというのをお願いします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

実は通級指導教室には2つの種類がございます。1つは、ことばの教室でございます。これは主に小学校低学年の子どもたちが対象になってくるんですけども、言葉がなかなか出ない、どもるとか、発音が「とけい」が「とけく」になるとか、そういう子どもたちを対象にしたことばの教室というのがございます。そしてもう一つは、LD・ADHD等児童・生徒のための通級指導教室、これがいわゆる最近、発達障がいとよく言われますけど、そういうお子さんたちです。通常の学級に在籍する子どもたちです。レベルがありますので、特別支援学級にいる子どもたちは通級指導を受けることはできません。知的レベルは通常のクラスにいて大丈夫なだけで、何かしら学習障がいがいたとか、ADHDなどの発達障がい等が考えられるお子さんが対象になってきます。これは医師の診断がある場合と、それから保護者、または教師がそうであろうというふうに判断する場合、両方があります。

校内の就学支援委員会で、この子を入れた方がいい、そっちに通級させたほうがいいんじゃないかという会議を受けて、市で、もう一つ、先ほど申しました就学支援委員会というのがあります。それが年に3回ございます。この就学支援委員会は医師とか教育相談員とか特別支援学校の先生とか専門家を交えて開催される会議で、その会議の中で確かにこの子は通級させたほうがいいでしょうというふうな判断が下されると通級指導教室に入級することができますという手順になっております。

したがって、その3回、大体6月と11月と2月にあるんですけど、その就学支援委員会を受けて、適ということができれば、その時期に受け入れることができますので、受け入れる時期はそのあたりということになります。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

では、今まであった特別支援学級の子たちは入れないということですね。

これまでは入れなかったということになるんでしょうけど、これは何かしら問題等が発生した——保護者さんを含めてですけど、そういう問題等が発生したからこういう事業に乗り出したのか、それとも、市単独でというか、市教育委員会がこういう子どもたちもどうしても受け入れたいという思いがありながらやったのかという確認をお願いします。

○議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

何かしら問題が起こったからこういう事業をするのかという御質問ですけれども、実は発達障がいと思われるお子さんたちというのは、日本中ですごく増加している。これはもともとあったのか、以前からも多分いたんでしょう。ただ、私たち教育関係者、それから社会の見方が大分上手になってきて、この子は今まではただのわがままな子どもだというふうに思っていたんだけど、そうではないと。この子はコミュニケーションスキルが発達していないと、そこの部分に障がいがあるんだろうと。そしたら、そこを勉強というか、修復させてあげるような指導を受ければ大丈夫なんじゃないかということで、知的には問題がありませんので、通常は普通のクラスにいるんですけども、週に1回とか——1回というのは1時間ですね。週に1時間とか2時間ぐらい、そこの教室に通って、コミュニケーションスキルとかソーシャルアソシエーション、それを通級、学級から通って学ぶという時間を設けるクラスを通級指導教室と申します。

実は今、全体的にというか、全国的に通級指導教室を設置してくださいという要望が非常に高まっています。ところが、やはりこれは国とか県が認めないことには教員の配置がされないもんですから、ふやすことができません。実際、こちらとしてももっとほかの学校にも欲しいというふうに思って、要望もずっと続けているところですけども、たまたま嬉野には、去年、嬉野中に、ことし、塩田中に設置することが認められて、非常によかったなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。宮崎良平議員。

○2番（宮崎良平君）

この基準というのは、市の就学支援委員会がその基準を決めるんですよね。ほかの自治体を含めて、基準の違いというものがすごく大きいという話があったんですけど、そこはあ

るんですかね。自治体によって、またこの委員会によって、入りやすい、入りにくいというもの全国的に差があるということを知ったことがあるんですけど、そこら辺、いかがなんでしょうか。すみません。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ちょっと基準等については、明確にはきちっと文字表記はできていませんけれども、就学支援委員会の中で、いわゆる精神科医とか、うれしの特別支援学校の専門の先生方、それから家庭相談員も入れておりますし、そういう方に入っていただいて、その子の日常の生活状況をつぶさに学校の校長先生、あるいは担当の先生から説明をしていただきます。したがって、一般的に特異な動きの状況をしたときに、いかがなものかということで総合的に見て判定をするものです。

ですから、情緒、知的は一定のテストをして基準がありますけれども、いわゆる通級に通う子どもさんについては、例えば、具体的に言うと、数字に物すごく特化して興味があると、ほかは全く関係ないというのがありますし、例えば、教室でいきますと、教室の窓がちょっとでもあいておくと、それを閉めない授業には集中できないとか、そういった特異な部分が非常にある子どもさんあたりが認定されているようですね。

ですから、そこで認定をしたからと、例えば、通級指導教室適となっても、保護者さんがそれをお願いされないと通うことができないわけです。したがって、保護者さんの意向で普通教室にずっと置いておってほしいということであれば、普通教室にいながら引き出して指導をするわけですが、それができないものもあるわけですね。したがって、それを加えると嬉野小・中あたりでも非常に大きな2割を超えるぐらいの数になります。

特別支援教育については、平成17年ぐらいからアスペルガーというようなものが始まって、そして、それからずっと広がって、先生方が見抜く力というものも研修を重ねてきているわけです。そういったことで、いろんなスポーツの選手とか、有名な方あたりも多分そうだろうという話もあって、出てきております。

子どもはどちらかというと、発達障がいという言葉は教育委員会としては非常に使いたくありません。いわゆる特別支援教育というふうなことで嬉野市では力を入れてきているところでございますので、そういった意味で、通級については親さんの理解をとりながら早目に早期からのコーディネーターを入れながら、4歳時分から文科省の事業を利用して取り組みをしてきているところです。したがって、厳密に言えば、もっと数がふえていく傾向にあると思っています。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、27ページ、4項、社会教育費、3目、公民館費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

自治公民館新築・改修で15万1,000円が計上されております。これも合同常任委員会で説明を受けたんですけれども、抽せんで漏れた公民館は次回の審査では優先されるのかということでお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、次回の審査では優先されるようにしておりました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

じゃ、優先されるということで理解していいですね。

ただ、現実的には各自治公民館があるわけなんですけれども、これの規模にかなり開きがあるわけです。それを1回目のときに単一的に並べて抽せんでいいのか。そこには、ある面では規模とか程度、内容、そこら辺も加味されるべきじゃないかと思えますけれども、今回は救済しますからといっても、どうしても急ぐ分があつてみたり、やっぱり住民に不都合をかける場合もあるかもわかりませんので、そういったことも考慮をしていただきたいと思えます。この方法も今後とも続けていかれるのか、2つ確認します。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

すみません、1点目は何だったですかね。（「もう一回言いましょうか」と呼ぶ者あり）すみません。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

まず、今回はそれも救済されるということで聞きましたけれども、ただ、1回目については同列に抽せんになるわけですね。ですので、そこで公民館の——手を挙げたから誰でも自分のところが優先とおっしゃるんでしょうけれども、行政から見て、その内容を審査して、程度、内容、規模、状況を含めて、それも加味すべきじゃないかということが1点と、今後

も同列視で1回目のくじを決められるのか、そこら辺のことを確認します。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

今回、当初予算に対して希望が多かったということで、抽せんとしておりましたけれども、今回、全公民館つけるような補正をお願いしております。

来年度についても、詳細に調査をいたしまして、全公民館の分を予算に計上するように努力をしていきたいと思っております。その上で、突発的なものが出てきたりして、補正予算等も上げられないような状況になれば、もしそうなれば抽せんというふうな方法をとらざるを得ないことも出てくるかとは思いますが、できるだけ希望に沿った形で補正予算等で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく27ページ、4項、社会教育費、7目、文化財費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

こちら、文化財費の伝統的建造物群保存対策事業、これは荷揚げ台の補修ですね、修理が上がっております。これにつきまして、昭和39年から54年までの15年間使ったものということです。伝統的建造物群の中の一つということでもあります。

これは危険箇所があるのかどうか、そこら辺のこの確認、それと、今回の修理、改修の箇所、内容を確認いたします。

見たところ、コンクリートでL字じゃないけど、こうなった分が2基ありますね。その2基とも対象なのか、部分的なものなのか、確認いたします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

危険箇所がまずあるかという御質問でございますが、全てコンクリートが劣化いたしておりまして、今、現地に行けば、門型が4基あるように見えます。あれは2基で1組ですので。全て同じ時期にできておりますので、ほとんど変わらないような劣化の状況でございます。ということで、全て4基とも今回修理の予定ということでございます。（「これは解体して新しくつくるんじゃないしに、補修ですね」と呼ぶ者あり）はい、補修でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

ここに説明の図面もありますけれども、私も説明を聞き漏らしたところがありましたので、確認をしているわけであります。

1,850万円、高いか安いかはあれですけども、1,850万円かかるということであります。高いなと思っております。基本的には文化財的なものですね。保存ということでありますので、基本的には現状を、やっぱりこれだけの歴史がありますし、文化財的な要素もありますので、新しい分をべたべたしないで、現存の状況を維持しながら、そこに危険防止とか何かをするような形をお願いしたいと思いますが、そこら辺が加味されているのか。

それともう一つは、2基ともに中ほどに藤棚があります。あれがはっきり言っておえかぶつとるといふかな、ばつときておりますので、お客様にどこを見せたいのか。暑いときにあそこをしのぎやすいような形にするのか、本当に文化財として、当時はああいったことはなかったわけだからね、そういったところのイメージが湧くような形でしていただきたい。もちろんあれを撤去せろとは言いません。そこら辺のことをお願いしたいし、もう一つは、これは予算とずれるかもしれんけれども、当初あったあそこの荷揚げ場の雰囲気が出るような形で、補修と同時に、例えば、陶石を並べてそこにするとかいうことを考えておられるのか、確認いたします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えします。

まず、1点目の現状のままに復旧してということですが、基本的に現状のままに復元するような形で行いたいと思っております。

2点目の藤棚につきましては、恐らく旧町時代に設置されたものと思っております。あそこあたり、観光客のための日陰も含めた景観をつくるための設置かと思っておりますが、あそこのあたりは端的に撤去じゃなくて修景をもう少しよくしたいということで考えております。

3点目の荷揚げ場の雰囲気ということでございますけれども、今回、国庫補助事業で行いますのは、荷揚げ台の躯体のみの改修でありまして、その周囲の雰囲気等につきましては、文化財的立場で復元するという形になりますと、とにかく写真等、現状のあったままに復元なさいというのが文化庁の指導でございます。陶石等を並べるということは、また動産でございますので、それについては今回計画はいたしておりません。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、川内聖二議員。

**○3番（川内聖二君）**

それでは、私のほうから、荷揚げ場の件なんですけど、当初予算に1,410万円と今回1,850万円補正を計上されております。込みで3,260万円ほどありますが、その荷揚げ場本体を今回改修される費用をちょっと説明していただきたい。

もう一遍に申しますが、それと、どのような補修の仕方——この前、説明は受けております。鉄筋等の補強並びにコンクリートで補填するということはわかりますが、そのような補強、補修の仕方からして、ちょっと自分としては金額が大きいなと思ったもので、今回お伺いいたします。

**○議長（田口好秋君）**

教育部長。

**○教育部長（大島洋二郎君）**

お答えいたします。

まず、工事費、事業費が1,850万1,000円でございます。消耗品費が1万1,000円、工事監理費が94万円、工事費といたしまして1,755万円を予定いたしております。

工事の内容につきましては、今、コンクリートが劣化して崩落いたしております。また、鉄筋等もかなり腐食しております。そういうところはコンクリートを一度はつって、ある程度鉄筋を出して、さびがひどければ交換する。でなければ、そのままコンクリートで復旧する。また、クラック等につきましても、当然、今後、雨水等の進入がないような形で注入をするというふうな復旧でございます。

あと、コンクリートのはりと申すんですが、議員は御存じかと思えます。はり下場のほうはかなり腐食して傷んでおります。ここのコンクリートが腐食して落下して観光客に危険を及ぼすというようなことも非常に考えられておりますので、コンクリートの下場については全てもう一回はつり直して、特殊の注入モルタルをすると、施工していくというふうな復旧方法と、あと、今後、雨水等による躯体の劣化をなるべく防ぐためにクリアで塗装いたします。そういうふうな工事の内容でございます。

あと、工事費の費用がかなり高いのではないかというふうな御質問でございますが、まず、やっぱり4基ありますので、足場等もかなりかかります。あと、はつっても手作業でしか打設できないというようなことで、工事費にはそれなりの費用がかかっているというふうなことでございます。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

川内議員。

**○3番（川内聖二君）**

ありがとうございました。大体工事内容はこのような感じのできるのではないかなと私のほうは想定していました。大体わかりました。

そしたら、質問を移りますが、仕上がりですよね。クリアで吹きつけをされると言われたんですけど、要するに伝統的な構造物は歴史的にも重視される建造物だと思います。それを最終的なデザインが新しいコンクリートの真っ白ではなく、ちょっと風化したような感じの吹きつけ等を行われるのかと、それと、はっきり言って、あれが荷揚げ場の構造物というのは地元の方々は十分知られていると思うんですよ。けど、あそこを通られた——私自身もあの構造物自体が昔から何のためにあったのかわかりませんでした。ぱっと見た感じ、高架橋の一部かなと、昔、ここに橋か道でもできるのかなというふうに感じたところもあったものですから、要するに完成後のデザインと、それと今後、何らかの荷揚げ場というのがわかるような対策等を——一般質問のようになりましたけど、できればと思っているんですけど、その辺をお伺いします。

**○議長（田口好秋君）**

教育部長。

**○教育部長（大島洋二郎君）**

お答えいたします。

まず、仕上げについてでございますが、先ほど申しましたはりですね、断面で見るとはつきましては、下場については完全に下からは新しく見えてしまいます。ただ、見えてしまいますので、当時の型枠を再現したような形で、樹脂を塗りまして、なるべく当時、昭和39年であったであろう木の型枠を使ったような形に見せるというふうな仕上げを考えております。

あと、柱につきましては逆に非常に高額でございますので、柱につきましてはそのままちょっと伏せるような形ですね。文化財にも復旧の方法が2種類ありまして、あえて工事履歴を見せるというふうな方法もございます。今も既に幾らか補修の跡がありますので、あえてそれは逆に見せているというふうな復旧方法でございまして、柱についてはコンクリートをぺたっとつけたような形になるところも見えるかと思っております。はりにつきましては、下からは逆にきれいになってしまうというのは、どうしても全体的な工事の中ではやむを得ないところと思っております。

今後の荷揚げの整備ということでございますが、中には荷揚げ台の当時のクレーンを復元してくれとかいうお話も私も聞き及んでおります。ただ、今回はまず来訪客の安全を第一に考えて、現存する工作物、コンクリートの躯体の補修をまず優先したいと考えております。

今、現存するコンクリートの躯体だけが伝建地区の指定となっておりますので、今後、そういうふうにクレーンを設置したらという御意見もいただいておりますが、それをした場合には、当然、現在の建築基準法にのっとりた躯体にはちょっと遠いかなと。もう一回構造計

算し直して、それなりに補強をしなければならないとか、当時の写真を忠実に復元できるような形にできるのか。H鋼でレーンがあったのを丸鋼にするとか、そういうのは絶対にだめだというふうな文化庁の指導もございますので、そのあたりは今後また時期を追いながら研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

わかりました。

今後、そのように新しいコンクリート部を見せてもよろしいという説明でしたけれども、その辺は色のついたごたモルタル等で、古さをやっぱりアピールしていただき、また、クレーン等も、言われたように本物ではなくて張りぼてでも構いませんので、そのようなものを設置して、昔はこのような施設があったというのを全国的にもPRしていただいて、今後、末永く大事にしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（田口好秋君）

次に、宮崎良平議員。

○2番（宮崎良平君）

結構です。

○議長（田口好秋君）

これで歳出25ページから28ページまで、第10款、教育費についての質疑を終わります。

これで14ページから28ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第49号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第52号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

きょうは課長がまだ答弁されていないようです。それでは、私のほうから質問させていた

だきますけど、今回、135万円の事業計画変更業務の追加補正なんですけど、当初で実施設計及び地質調査業務ということで5,000万円の委託料があったわけなんですよね。説明が途中ありまして、いわゆる計画の変更等が行われると、そういう計画でいきたいということだったんですが、当初あったにして、今回135万円というのが、そこら辺との関連性といいますか、どういうふうな内訳になっているのか、それについて説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

当初予算計上の委託料の5,000万円につきましては、予算の説明書欄にも記載していますように、下岩屋地区の27ヘクタール分の実施設計及び地質調査業務の委託料でございます、これについては既に発注を行い、一部については精算段階に来ている状態です。

今回の補正なんですけど、当初予算の作成時点におきましては、公共下水道の区域の縮小についてはもちろん検討、検証はやっておりました。ただ、最終的な決定というか、方向性を出していませんでしたので、計上は行っていなかった状態です。

その後、審議会等を重ねまして、諮問、答申というふうな形になっているんですけど、縮小範囲が決定したということで、早く変更の手続きをとりたいということで、今回の補正に計上したところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

わかりました。私が思ったのは、下岩屋地区の設計だったんですが、じゃ、面積が少なくなったというか、いわゆる地質のそこら辺の業務がある程度縮減されて、その中で今回の計画変更等もできたんじゃないのかなという気がしたんですよ。だから、当初で計画されておった5,000万円、これがいわゆる余ったと言ったらちょっと語弊があるかも知れませんが、今回の変更でそこら辺までなって、その分で今回の変更業務ができたんじゃないのかなと思ったもので、そこです。そしたら、変更になっとらんとかな。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

当初予算計上分の5,000万円につきましては、あくまで27ヘクタール、下岩屋地区の認可をことし5月にとれているんですけど、その分のみの実施設計及び地質調査業務でかかる業

務費です。もちろん135万円というのは、5,000万円の既に発注していますうち、幾らか精算していますと言いましたように、その分の残金と言ったら失礼ですけど、予算の残った分に、あと135万円を足さないと、今回の全体の494ヘクタールから307ヘクタールに、187ヘクタールだったと思うんですけど、マイナスするんですけど、その分の事業計画とか都市計画の決定を受けないといけないんですけど、その辺の事業計画変更業務には足らなかったということで、不足分の135万円のみを今回補正でお願いし、早く変更したいということで補正に至りました。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（田口好秋君）**

これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、あす9月15日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部が終了したため、15日は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月15日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。皆さんどうもお疲れさまでございました。

**午後2時15分 散会**